

2019年10月16日

各 位

株式会社八十二銀行

台風19号にかかる個人のお客さま向け金融支援について

このたびの台風19号により、被害を受けられた皆様に心よりお見舞いを申し上げます。

八十二銀行（頭取 湯本 昭一）は、台風により被災された方に対し、「住宅関連ローン等災害時特別要件」の適用を開始し、住宅等復旧・生活再建のご支援をいたします。

また、住宅・住宅設備・車および家具家電等を修繕・購入されるご資金につきましては、ご融資利率を引下げするほか、一部のお手続きを省略して対応させていただきます。

一日も早い復旧と、皆様のご健康を心からお祈り申し上げます。

以下に概要をお知らせいたします。

1. 【「個人のお客さま向け金融支援」対象商品の概要】

対 象 者	台風19号により住宅、住宅設備、車、家具家電等に被害を受けた個人のお客さま			
取扱期間	2019年10月16日（水）～2020年9月30日（水）			
対象商品	住宅ローン	リフォーム・ エクステリアローン	マイカーローン	生活応援ローン
使いみち	住宅の修繕・建替え等	住宅の修繕・解体等	車の購入、 修理等	災害復旧に必要な費用 （医療、家電購入費用 等）
融資利率	変動金利 年0.75% 固定金利選択型 （3年） 年0.65% （5年） 年0.75% （10年） 年0.80% （15年） 年1.20% ※別途保証料として 年0.1%～年0.4% 上乘せさせていただきます	変動金利 年1.6%（保証料込）		
融資金額	50万円以上 1億円以内	10万円以上 1,000万円以内	1,000万円以内	500万円以内
融資期間	1年以上35年以内	6ヵ月以上20年以内	10年以内	7年以内
担 保	ご融資対象物件に第 一順位の抵当権を設 定いたします	な し		
事務取扱 手数料	無 料			
そ の 他	（住宅ローン）最長2年間、元金のお支払を据え置きいただけます。据置期間中も利息はお支払いいただきます。 （住宅ローン以外）申込金額50万円以下の場合、お使いみち確認資料のご提出は不要です。			

2019年10月16日現在

2. 【「住宅関連ローン等災害時特別要件」の概要】

利用いただける方	「災害救助法」が適用される災害に罹災し、以下のいずれかに該当する方 (1) 罹災証明書のある方 (2) 罹災証明書がない場合、「災害救助法」が適用された地域に居住もしくは物件を所有する方
取扱期間	2019年10月16日(水)～2020年9月30日(水) ※2020年9月30日(水)までにお借入れいただく場合が対象です。
対象ローン	住宅ローン、リフォーム・エクステリアローン、マイカーローン、生活応援ローン
使いみち	住宅の修繕・建替え・撤去費用、車の購入・修理費用、災害復旧に必要な費用(医療・家具家電購入等)

2019年10月16日現在

3. ご留意事項

- ・ 店頭でのお申込みに限定させていただきます。
- ・ ご融資利率は、金利情勢等により変更になる場合があります。
- ・ 繰上返済および返済条件を変更する場合は、原則として所定の手数料が必要となります。
- ・ 不動産担保の新規設定に際しては、原則として所定の手数料が必要となります。
- ・ お申込みに際しては、当行所定の審査がございます。お取引店または最寄の店舗へご相談下さい。
- ・ 返済額の試算や繰上返済手数料、商品の詳しい内容等につきましては、ホームページまたは店頭で詳しい説明書をご用意しておりますので、お申し付けください。

以 上